

～特例の転出について～

◎特例転出とは？

通常、転出の届出をしていただくと、転出証明書が交付され、その転出証明書をお持ちになって新しい転入先の自治体で手続きをしていただきます。しかしマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出証明書をを用いずに転入先の自治体にて、転入手続きをする際にカードの提示及び暗証番号入力を行うことで、転入を行うことができます。（転入届の特例）。

転入、継続利用の手続きには、マイナンバーカード／住民基本台帳カードの持参及び暗証番号の入力が必要となります！

◎転入届

○異動日の翌日から14日以内で転出予定日から30日以内に転入届を済ませて下さい。

（上記期間を過ぎますと、清瀬市で転出証明書の交付手続き（郵送請求可）が必要となります。）

○平日、午前9時～午後4時30分の間に転入届をおこなって下さい。

（土、日等の休日開庁での転入届及び継続利用の手続きはできない場合があります。）

○転出と同日の転入届はできない場合があります。

※同一世帯の方でカードをお持ちでない方が転入届をされる場合は、さらに運転免許証等の本人確認書類が必要となります。

◎継続利用の手続き

○転入届の際、「マイナンバーカード／住民基本台帳カードの継続利用を希望する」旨をお伝えください。

○転入届出時に世帯内で交付を受けているマイナンバーカード／住民基本台帳カードをお持ちいただき個々の暗証番号を入力していただくことで、継続利用処理が可能となります。

○転入時に手続きをおこなわなかった方のマイナンバーカード／住民基本台帳カードは、転入届出日から90日以内に窓口で手続きをおこなっていただくことで、カードを継続して利用することができます。※90日を過ぎるとカードそのものが失効します。ご注意ください。

○マイナンバーカード／住民基本台帳カードの継続利用の意志がない場合は、転入地に返納の手続きが必要となります。

◎その他

○有効期限内の署名用電子証明書の発行を受けている方は、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）のうち住所が変更となり失効します。

【ご注意ください】

転入される方と別世帯の代理人が委任状を持参して届け出る場合は、あらかじめ転入先市区町村に手続きについてお問い合わせください。

お問い合わせ

清瀬市市民環境部市民課

TEL：042-492-5111 内線 1111・1112